

平成26年2月定例会 過疎・人権対策特別委員会（事前）

平成26年2月13日（木）

〔委員会の概要〕

来代委員長

ただいまから、過疎・人権対策特別委員会を開会いたします。（10時37分）

議事に入るに先立ち委員の派遣について御報告申し上げます。

さきの委員会以降、私が調査計画書を提出しておりますけれども、内容は、新しい過疎法に一体どれだけの予算が組み込まれるのかということ、12月20日、総務省に行ってきました。それで、農林水産省、これ参考にしてほしいんですけども、イノシシとか猿とか鹿とか、これ北海道では自衛隊に駆除というのをお願いしたら、追い飛ばしてくれるんです、ヘリコプターで。しかしこれだけ徳島で猿やイノシシ、鹿が増えているのに何でしてくれないんですかと聞いたら、要望も要請も何もないと。だから、その実情を陳情してくれて、議論にのったらこれから考えることで、自衛隊って、結構、鹿とかイノシシとか追い飛ばすのうまいそうです。退治するのうまいそうですけど、要望がなければ何もできないということで、また次の委員会、あるいは過疎会議の中でも、一回自衛隊への要望というのを考えてみたいと思います。そういう勉強会に出て、元気だけもらってまいりましたことを御報告いたしますして、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長宛、委員派遣調査報告書を提出いたしておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①②）

【報告事項】

- 「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」骨子について（資料③）

小谷保健福祉部長

2月定例会に提出を予定しております案件及び平成26年度における主要施策の概要等につきまして、御説明を申し上げます。

委員の皆様のお手元には、当委員会の所管事項に係る各部局の主要施策の概要及び平成26年度当初予算案などを取りまとめました過疎・人権対策特別委員会説明資料と平成25年

度 2 月補正予算（案）のうち、先議を頂をいただく案件を内容とする説明資料（その 2）の 2 種類の資料を御用意させていただいております。この後、まずは保健福祉部関係から、順次、御説明させていただきます。

それでは、過疎・人権対策特別委員会説明資料の 1 ページをお願いいたします。

まず、保健福祉部関係の平成 26 年度主要施策の概要につきまして御説明申し上げます。

第 1 は、人権を尊重する社会づくりの推進でございます。（1）人権啓発の推進といたしましては、①徳島県人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、各種啓発事業等を実施いたします。（2）子どもに対する人権対策の推進といたしましては、児童虐待防止に関する広報や要保護児童対策地域協議会の活動などを推進してまいります。（3）障がい者に対する人権対策の推進といたしましては、①日常生活において、大きなハンディキャップを有する視覚・聴覚障がい者を支援する人材の養成事業等を実施し、障がい者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、③障がいや障がい者に対する社会の正しい理解を深めるため、障がい者のつどい県民大会等を開催いたします。次に、（4）女性に対する人権対策の推進といたしましては、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画に基づき、配偶者等からの暴力の根絶を目指し、関係機関等との連携を強化するなど、DV 対策の推進を図ってまいります。

続きまして、2 ページを御覧願います。

（5）男女共同参画社会づくりの推進といたしましては、徳島県男女共同参画基本計画（第 2 次）に基づく各種施策を推進し、県民意識の高揚を図りますとともに、フレアとくしま 100 講座や新たに女性活躍推進フォーラムを開催いたします。

第 2 は、次世代育成支援対策の推進についてでございます。①徳島県子どものはぐくみ条例に基づき、多様な子育て支援施策を推進いたしますとともに、はぐくみプランの見直しを行い、次世代育成支援対策に係る施策を、総合的かつ計画的に推進してまいります。また、③不妊治療費助成事業において、出生率の高い県単独助成など、安心して妊娠・出産できる環境を整備いたしますとともに、子どもの医療費助成を引き続き実施いたします。また、④の平成 27 年度からの本格施行が予定されております子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、地域の実情を踏まえた保育所や放課後児童クラブの整備促進に努めてまいります。

第 3 は、豊かな長寿社会の創出についてでございます。①とくしま高齢者いきいきプランの見直しを行い、地域包括ケアシステムの構築をはじめとした総合的な高齢者福祉施策を推進してまいります。

3 ページをお願いいたします。③の認知症対策としては、支援体制の充実を図るとともに、総合的な対策を推進してまいります。

第 4 は、保健・医療・福祉従事者の養成確保及び資質の向上についてでございます。

①深刻な医師不足に対応するため、医師のキャリア形成支援や配置調整などを行う徳島県地域医療支援センターを運営するなど、総合的な医師確保対策を推進してまいります。

以上が、保健福祉部関係の主要施策の概要でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

提出予定案件につきまして御説明を申し上げます。各部・教育委員会別の歳入歳出予算の総括表でございます。一般会計につきまして、関係する6部局の平成26年度当初予算の総額につきましては、一番下の計の欄に記載のとおり、371億1,969万2,000円となっております。これを前年度当初予算額と比較いたしますと、22億4,496万4,000円の減額となっており、保健福祉部関係の医療施設、老朽施設の進捗に伴いまして、率にしますと5.7パーセントの減となっております。

一番上の欄を御覧ください。保健福祉部関係につきましては、367億8,937万3,000円を計上いたしており、前年度当初予算額と比較しますと、先ほども申しましたとおり、22億5,178万円の減額、率にしますと5.8パーセントの減となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりであります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

特別会計でございます。関係する2部局の平成26年度当初予算額の総額は、一番下の計の欄に記載のとおり、8億9,708万4,000円となっており、前年度当初予算額と比較いたしますと、1,844万2,000円の増額、率にしますと2.1パーセントの増となっております。

保健福祉部関係では、まず、福祉こども局こども未来課で所管しております、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の平成26年度当初予算は、2億3,457万円で、前年度当初予算額と比較しますと、1,425万1,000円の増額となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりであります。

続いて、9ページを御覧ください。部別主要事項説明でございますが、保健福祉部各課の主要事項につきまして、御説明させていただきます。

まず、男女参画・人権課でございます。青少年女性対策費の摘要欄②のイの（ウ）、女性活躍推進フォーラム開催事業110万円につきましては、女性団体、企業、関係機関等と連携したイベントの開催等、効果的な取組を実施するものであります。

10ページを御覧ください。以上、男女参画・人権課合計といたしましては、2億3,364万4,000円となっております。

続きまして医療政策課でございます。医務費の摘要欄①医療衛生費の7億6,234万3,000円につきましては、徳島大学への五つの寄附講座を、引き続き、県立3病院に設置するための経費など、医師確保対策などに総合的に取り組むものであります。

11ページをお願いいたします。

このうちの（エ）在宅医療提供体制整備事業150万円につきましては、新たに在宅医療推進協議会を設置し、県内の在宅医療提供体制の強化を図るなど積極的に取り組むものであります。（オ）海部病院改築事業1億1,000万円、（カ）美波町立病院改築事業1億6,000万円につきましては、抜本的な津波対策など、各病院の高台への移転改築等について支援を行うものであります。保健師等指導管理費の摘要欄②、看護関係対策費のカ、訪問看護供給体制拡充事業費1,310万円につきましては、訪問看護事業所の安定的な経営を支援いたしますとともに、看護学生への特別講義等により、訪問看護師の人材確保を図る

ものであります。

12ページを御覧ください。以上、医療政策課の合計といたしましては、14億7,454万円となっております。

続きまして、健康増進課でございます。公衆衛生総務費の摘要欄①、母子保健対策費のイの（ア）こうのとりのり応援事業780万円につきましては、本県独自の不妊治療費助成事業として妊娠の確率が高い凍結融解胚を用いた不妊治療費に対して、県単独での助成を行うための経費であります。

13ページを御覧願います。以上、健康増進課の合計といたしましては、14億3,756万6,000円となっております。

次に、長寿保険課でございます。14ページを御覧ください。老人福祉費の摘要欄④、要援護老人対策費のエの（ア）認知症総合支援事業666万円につきましては、医療と介護の連携体制を構築するとともに、認知症に関する知識の普及啓発を推進するなど、認知症高齢者への総合的な支援体制を充実させるものであります。摘要欄⑥介護保険対策費、キの（ア）地域包括ケアシステム推進事業250万円につきましては、市町村等の地域ケア会議の開催を支援いたしますとともに、地域包括支援センター職員に対する医療知識習得のための研修実施など、地域包括支援センターの機能強化を図るものであります。

以上、長寿保険課の合計といたしましては、256億1,591万6,000円となっております。

15ページを御覧ください。続いて、福祉こども局地域福祉課でございます。

社会福祉総務費の摘要欄①、社会福祉振興対策費のウの福祉・介護人材確保対策事業費7,850万円につきましては、福祉・介護の分野におけます従事者の定着や若い世代等の参入を促進するため、介護福祉士養成施設等において、人材確保のための事業を実施する経費でございます。

以上、福祉こども局地域福祉課合計といたしましては、1億130万2,000円となっております。

続きまして、福祉こども局こども未来課でございます。16ページをお願いいたします。児童福祉総務費の摘要欄④、児童健全育成対策費のイの（イ）ママと赤ちゃんの健やか相談事業300万円につきましては、産後の母親の不安感や孤立感を取り除き、出産意欲を高めるとともに、児童虐待の防止を図るため、助産師による健康相談や育児相談等を実施するものであります。その下の（ウ）地域少子化対策強化事業4,287万6,000円につきましては、結婚・妊娠・出産・子育てまでの一貫した切れ目のない支援を行うため、地域の実情に応じた取組を行うものでございます。摘要欄⑥特別保育対策費のイ、保育緊急確保事業費補助金5億4,345万4,000円につきましては、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、一時預かり等の特別保育や保育士等の処遇改善などについて、市町村に対し、支援を行うものであります。摘要欄⑩子育て支援臨時特別対策費3億439万6,000円につきましては、国の平成26年度当初予算を踏まえ、安心こども基金の積み増しを行うものであります。

17ページをお願いいたします。児童福祉施設費の摘要①児童福祉施設整備事業費のア、保育

所整備事業費補助金2億3,856万9,000円につきましては、民間の保育施設の増築や耐震改修に対し、支援するものであります。

以上、福祉子ども局子ども未来課合計といたしましては、78億4,011万円となっております。

続きまして、福祉子ども局障がい福祉課でございます。

18ページをお願いします。障がい者福祉費の摘要欄①、障がい者社会参加促進費1,167万円につきましては、障がい者の自立と社会参加を促進するためのものでございます。福祉子ども局障がい福祉課合計といたしましては、8,629万5,000円となっております。

以上、保健福祉部関係では、表の最下段に記載のとおり、26年度当初予算額といたしましては、367億8,937万3,000円となっております。

続いて、19ページをお願いいたします。

特別会計でございます。福祉子ども局子ども未来課の母子寡婦福祉資金貸付金特別会計といたしまして、2億3,457万円を計上いたしております。前年度当初予算額と比較しますと、1,425万1,000円の増となっております。

以上が、保健福祉部関係の平成26年度一般会計特別会計予算案の概要でございます。

28ページをお願いいたします。2その他の議案等といたしまして、条例案6件の提出を予定いたしており、まず、保健福祉部関係の5件について、私から御説明させていただきます。

アの徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例につきましては、政令の一部改正に伴い、保育士試験の全部免除申請に対する、審査に係る手数料を定めるものであります。施行期日につきましては、平成26年4月1日としております。

イの徳島県男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、消費税等の税率引上げに伴い、男女共同参画交流センターをはじめ、3施設の使用料の額等を改めるものであります。

31ページをお願いいたします。施行期日は、平成26年4月1日としております。

ウの精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正によりまして、精神障害者の保護者制度が廃止されることに伴い、保護者に係る変更の届出の規定を削除するものであります。

続いて、32ページをお願いいたします。施行期日については、平成26年4月1日といたしております。

エの徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例につきましては、政令に基づき定める財政安定化基金拠出率が改められたことに鑑み、これを基準として、条例で定める割合を改めるものであります。施行期日は、平成26年4月1日といたしております。

オの介護保険法施行条例の一部を改正する条例は、第3次一括法により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等について、

条例で定めるものであります。

33ページをお願いいたします。施行期日は、平成26年4月1日としております。

続きまして、過疎・人権対策特別委員会資料（その2）をお願いいたします。平成25年度の補正予算案でございます。

1ページをお願いいたします。今回の補正は、保健福祉部のみ補正予算を計上いたしております。補正総額は一番下の計の欄に記載のとおり1,800万円となっており、補正後の予算額は402億9,423万1,000円となっております。補正予算に係る財源につきましては、財源内訳欄にございますように、全額、一般財源でございます。

保健福祉部におきまして、男女参画・人権課で補正予算をお願いしており、2ページにございます青少年女性対策費の摘要欄①、男女共同参画交流センター運営費1,800万円は、9月補正において設計費を計上いたしました。フレアとくしまときわホールの多目的室の整備について、新年度、早期に県民の要望に応え、利便性の向上を図るため、工事等に係る経費を今年度の補正予算でお願いするものであります。

3ページをお願いいたします。以上、保健福祉部関係では表の最下段に記載のとおり補正前の額399億3,583万7,000円、今回補正額1,800万円、補正後につきましては、399億5,383万7,000円となっております。

4ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。ただいま御説明申し上げましたとおり、フレアとくしまの整備に一定期間を要しますことから、繰越予定額として、1,800万円をお願いするものであります。

以上が、2月定例会に提出を予定いたしております保健福祉部関係の案件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

小川地域振興総局長

2月定例会に提出を予定しております政策創造部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の説明資料の3ページをお開きください。政策創造部関係の平成26年度の主要施策の概要については、過疎地域等の振興についてでございます。過疎地域自立促進特別措置法延長・改正の動きを踏まえ、地域のために必要な制度改革や支援策について調査検討を行ってまいります。

続きまして、平成26年度一般会計当初予算案についてでございます。説明資料7ページをお開きください。政策創造部の平成26年度一般会計当初予算案の総額は、50万円となっております。

次に、20ページをお開きください。主要事項につきまして、御説明申し上げます。地域創造課集落再生室でございますが、地域振興対策費の①過疎等振興費の50万円は、過疎対策の調査、検討に要する経費でございます。

政策創造部関係の提出予定案件の説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

福井県民環境部長

続きまして、2月定例県議会に提出を予定しております県民環境部関係の案件及び平成26年度主要施策の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の説明資料4ページをお開きください。

1の県民環境部の生涯スポーツの推進といたしまして、県民がそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を図るため、徳島県スポーツ推進計画に基づき、総合型地域スポーツクラブに対して多面的な支援を行ってまいります。

続きまして、7ページをお願いいたします。平成26年度一般会計歳入歳出予算についてでございます。県民環境部におきましては、県民スポーツ課の生涯スポーツに関する予算として、1,441万5,000円を計上しております。前年度予算額と比較いたしますと、19万4,000円の増額、率にして、1.4パーセントの増となっております。

21ページをお願いいたします。予算額及び事業内容の詳細につきまして御説明を申し上げます。体育振興費、摘要欄①の県民総体育推進費におきましては、生涯スポーツの推進に要する経費といたしまして、ア、自転車王国とくしま創造プロジェクトとしまして、自転車王国とくしまのブランドを強化し、県内外に発信する経費といたしまして、131万4,000円を、また、イ、スポーツの力で地域活性化事業といたしまして、総合型地域スポーツクラブに対し多面的な支援を行うなど、誰もが健康で豊かな生活を送ることができる地域社会づくりを促進するための経費といたしまして、1,310万1,000円を計上し、県民スポーツ課合計といたしまして、1,441万5,000円となっております。

県民環境部関係の平成26年度の主要施策及び今議会に提出を予定しております案件は以上でございます。

なお、報告事項はございません。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

酒池商工労働部長

議会に提出を予定しております商工労働部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の4ページをお開きください。平成26年度の主要施策の概要でございます。

まず、1、勤労者福祉対策の推進といたしまして、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業等の認証及び表彰や、ファミリー・サポート・サービスの全市町村での整備を推進いたしますとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進により、働きやすい職場環境の整備を促進いたします。また、子育てを行う勤労者に対し、教育資金等の支援を行い、経済的負担の軽減に努めてまいります。

次に、2、障がい者等の就労支援といたしまして、障がい特性に配慮した職業訓練や、特別支援学校の生徒に対する就労支援等を行うとともに、高齢者雇用の促進を図るため、シルバー人材センターの育成指導に努めてまいります。

7ページをお開きください。平成26年度一般会計当初予算につきましては、表の中ほど

に記載のとおり、7,594万1,000円を計上しており、前年度当初予算額と比較して、17万2,000円の減額、率にして99.8パーセントとなっております。

8ページをお開きください。中小企業・雇用対策事業特別会計におきましては、6億6,251万4,000円を計上しており、前年度当初予算額と比較して、419万1,000円の増額、率にして100.6パーセントとなっております。

続きまして、22ページをお開きください。主要事項の主なものにつきまして、御説明させていただきます。

まず、労働雇用課でございます。雇用促進費の摘要欄の②、中高年齢失業者等雇用促進費といたしまして、シルバー人材センターに対する補助等に要する経費、954万2,000円を計上しております。

次に、産業人材育成センターでございます。転職職業訓練費の摘要欄の①、障がい者職業訓練事業として、障がい者の特性に応じた職業訓練に要する経費、1,087万8,000円を計上しております。

以上、商工労働部の一般会計は、合計で7,594万1,000円となっております。

次に、23ページを御覧ください。特別会計でございます。中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄の③、「働き輝く！とくしまづくり応援事業」として、ファミリー・サポート・サービスの構築や、ワーク・ライフ・バランスの推進等に要する経費450万円を計上しております。また、⑤阿波っ子すくすくはぐくみ資金貸付金として、勤労者の教育資金等の貸付けに要する経費、6億5,000万円を計上しております。

以上、商工労働部の特別会計は、合計で、6億6,251万4,000円となっております。

商工労働部関係の提出予定案件につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

中内県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

委員会説明資料5ページをお開きください。県土整備部関係の平成26年度主要施策の概要でございます。

第1点目、公営住宅の供給といたしまして、公営住宅の整備を推進いたしますとともに、適正な管理を行うことによりまして、住宅の確保が難しい高齢者、多子世帯等に対しまして、低廉な家賃の住宅供給に努めてまいります。

第2点目は、高齢者のための住まいづくりの推進といたしまして、高齢者の生活特性に配慮をいたしました住宅の整備を図るため、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進してまいります。

続きまして、7ページをお開きください。県土整備部の平成26年度一般会計当初予算といたしましては290万円を計上いたしております。この内訳につきましては、24ページをお願いいたします。住宅課におきまして、表の右側、摘要欄に記載のとおり、①住宅対策推進費といたしまして、高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進に要する経費、290万円を計上い

たしております。

県土整備部関係の御説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐野教育長

2 月定例会に提出を予定しております教育委員会関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の 5 ページをお開きください。

初めに、教育委員会関係の平成26年度主要施策の概要についてでございます。

まず、第 1 に学校教育の充実についてでございます。

1 点目といたしまして、家庭や地域と連携を図り、規範意識を育成し、いじめや暴力行為を許さず、生命を大切にする心や思いやりのある心、豊かな感性を育む道德教育の充実を図ってまいります。

2 点目といたしまして、県内の小学校、中学校におきまして、少人数学級、少人数グループ指導やティームティーチング指導などを効果的に組み合わせた、多様な方策による指導の一層の充実を図るとともに、新たなモデルによる小中一貫教育を推進してまいります。

3 点目といたしまして、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、幼児期から高等学校段階まで一貫した指導・支援を行い、一人一人の自立と社会参加を見据えた取組を推進してまいります。

第 2 に人権尊重社会を実現する人権教育の推進についてでございます。

1 点目といたしまして、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進するとともに、教員の指導力の向上と資質の向上を図ってまいります。

2 点目といたしまして、人権に関する総合的な取組を、学校・家庭・地域が一体となって推進し、その成果の普及を図ってまいります。

6 ページをお開きください。3 点目といたしまして、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージに対応した人権に関する多様な学習機会を展開していくことを通じて、人権尊重の意識の高揚に努めてまいります。

第 3 に生涯学習機会の充実といたしまして、多様なニーズに対応した学習機会を提供するとともに、総合教育センターにおける、生涯学習支援体制を整備充実してまいります。

第 4 に地域・家庭教育の支援といたしまして、家庭教育支援を推進する学習プログラムを展開するとともに、地域ぐるみで取り組む教育の充実に努め、学校・家庭・地域が一体となった、地域の教育体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

7 ページを御覧ください。教育委員会の平成26年度一般会計当初予算額についてでございます。総括表の下から 2 段目にございますように、総額 2 億 3,656 万 3,000 円で、これを前年度当初予算額と比較いたしますと 810 万 6,000 円の増額となっております。財源に

つきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

25ページをお開きください。各課別の予算額及び主な事業内容についてでございます。

まず、学校政策課関係でございますが、教育指導費におきまして、いじめ・不登校問題等の解決に向けた生徒指導に要する経費のほか、小規模化する学校の良さを生かし、小中一貫の視点に立った新しい学校教育の形「徳島モデル」の調査研究を行う経費等として、合計 8,964 万 3,000 円を計上いたしております。

次に、特別支援教育課関係でございますが、教育指導費におきまして、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握して適切な指導及び必要な支援を行うための研修や相談、啓発等に要する経費を計上しております。

26ページをお開きください。特別支援教育課合計といたしましては、3,427 万 8,000 円となっております。

次に、人権教育課関係でございますが、教育指導費におきまして、人権教育推進体制の確立のほか、指導者の育成や人権教育資料の整備を行うなど、人権教育推進に要する経費等として、合計 7,608 万 3,000 円を計上いたしております。

27ページを御覧ください。次に、生涯学習政策課関係でございますが、社会教育総務費におきまして、放課後子ども教室推進事業など、地域・家庭教育の支援に要する経費のほか生涯学習機会の充実のために要する経費といたしまして、合計 3,655 万 9,000 円を計上いたしております。

続きまして、33ページをお開きください。2 その他の議案等といたしまして、（1）の条例案でございます。カのいじめ防止対策推進法施行条例についてでございます。いじめ防止対策推進法が制定されたことに鑑み、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、同法に基づくいじめ問題対策連絡協議会及び附属機関等の設置等、法の施行に関し必要な事項を条例で定めるものでございます。施行期日は、平成26年4月1日からでございます。

次に、1点、御報告を申し上げます。「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」骨子についてでございます。昨年9月に施行されたいじめ防止対策推進法では、県に対し、努力義務として、その地域の実情に応じ、地方のいじめ防止等のための対策を推進するための基本的な方針の策定を求めており、その重要性に鑑み、早期の策定を目指し、鋭意策定作業を進めているところです。

この度、いじめ問題をはじめとする児童生徒の問題行動について御意見や御提言を頂く健全な成長をめざす生徒指導の在り方検討委員会での御審議を踏まえ、基本方針の骨子を取りまとめ、2月10日までの1か月間パブリックコメントを実施いたしました。

お手元の資料1の1ページを御覧ください。まず初めに、基本方針策定の趣旨、必要性について、次に、文部科学省の調査や法律での定義を基に、いじめの定義について記載しており、続いて、基本理念として、社会を挙げて克服を目指すことなど3点を記載しております。

2ページをお開きください。こちらには上段にいじめを積極的に認知することなど、い

じめ防止等にどう取り組むかという基本的な考え方を示しております。また、中段以降には、徳島版予防教育やスクールカウンセラーの配置など県が実施する施策を、それぞれ記載させていただきます。

3 ページを御覧ください。こちらには、いじめを許さない雰囲気づくりや相談体制の整備など学校が実施する施策を記載しており、続いて重大事態への対処として、今議会に提出させていただいておりますいじめ防止対策推進法施行条例案について規定する附属機関等の設置・運営等について記載しております。今後は、県議会で御論議を頂きながら、年度内に策定してまいりたいと考えております。

以上で、教育委員会関係の提出予定案件及び報告事項の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

来代委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願い致します。なお自分が緊急だと思えば緊急だと思われますから、よろしく願いをいたします。

それでは質疑をどうぞ。

松崎委員

緊急ということでございますので、一つは高齢者の問題で、昨日も文教厚生委員会で子供に対するいじめの問題、今ほども基本的な方針も示されたりしておりますし、私のほうからは児童虐待に対する現場の対応、しっかりやれるそういう態勢を県としても示していただきたい等々申し上げたり、いわゆるDVの問題も取り上げられたりしているわけですが、特に過疎・人権ということから考えると、過疎地域の高齢化率というのは相当高くなってきていると思います。そんな中で高齢者に対するいわゆる虐待の問題、この問題が今どういう状況になっているのかということが一つと、それに対応して県市町村におかれてどのような対応をされているのか、又は検討されているのかについてお伺いしたいと思います。

藤本長寿保険課長

高齢者虐待に関してのお尋ねでございます。まず高齢者虐待につきましては、高齢者虐待の防止等に関する法律というのが平成18年4月から施行されておまして、基本的なスキームを申し上げますと、虐待の発見者でありますとか、それから実際に虐待された本人、それぞれが通報なり届出を市町村のほうに行うようになっております。その通報を受けた市町村のほうにおきまして、その内容、相談等を受けまして内容を確認し、さらに必要であれば調査を行いまして、さらに必要であれば必要な措置ということで、家族から離れさせたりとか、一時保護をさせたりとかいうようなことをすることになっております。

現在の状況といたしまして、高齢者虐待の件数ですけれども、まだ25年度は出ておりませんけれども、24年度につきましては県内で47件ということになっております。ちなみに23年度は61件ということで、減少傾向というところがございます。

市町村のほうにおきましては、その高齢者虐待の窓口での周知を今図っているところがございますので、今後とも県としましても市町村と連携の上、県民への普及啓発、それから市町村における体制の充実等々を図ってまいりまして、高齢者虐待の防止体制の整備に務めてまいりたいというふうに考えております。

松崎委員

分かりました。要望しておきたいと思うんですけれども、平成24年度は少し減ったということのようがございますけれども、これから高齢化率がどんどん高まっていくということもありまして、家庭内、またときによっては施設内などでも高齢者虐待の問題というのは看過できないような状況が生まれるのではないかと心配もしているところがございます。したがってぜひ緩めることなくといいますか、高齢者虐待が減少になるように、なかならずなくなるのが一番良いと思うんですけれども、そういったいろんな啓発や対応を市町村共々お願いしておきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それからもう一点は、先ほども基本的な概略の中で説明いただいたんですけれども、地域医療とりわけ在宅医療の現実という問題がありまして、今日も御説明いただいたり、徳島県との連携事業などにも予算を割かれておるということでありますけれども、また今日の新聞ですかね、特に在宅の医療に関わって診療報酬の改定を4月から行っているのですね。支援をしていく等々の対応も政府としては行われていると、行われようとしているということなのですけれども、ただ、例えばの話ですけれども、徳島市内であつたり小松島、阿南ということで、ある程度大きな病院もあり、個人の開業医もありという地域では在宅診療なども大変やりやすいかと思うんですけれども、特に過疎地域ということになりますと、そこにお医者さんそのものがおいでないとか、お医者さんがその一軒一軒に訪問をして医療を提供してということになってくると、診療報酬の改定だけでいけるのかなという問題と、医師の確保の問題等々が大変重要になってくるのではないかと。

それから、県の大きな病院と地域の医師会の皆さんとの連携協力、そんな多くの課題が特に過疎問題ですから、過疎地域等の在宅医療を重視するということになるという問題が浮かび上がってくるのではないかと考えておるんですけれども、県としてこの在宅医療の現状と、在宅医療を重視していくに当たっての課題とか対応などはどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

田中医療政策課長

今、松崎委員から在宅医療に関する御質問を頂いております。在宅医療自体に関しましては全県下の話でまず申し上げますと、今年度の9月補正で在宅医療の連携拠点の事業と

ということで、県下大体 7 か所ぐらいに拠点を設けまして、その下にミニネットということで在宅医療ネットワーク構築事業と、七つの拠点到それぞれミニネット、ネットワークを構築するような、そういう 7 か所程度の全体の設計図を実は描いているところでございます。在宅医療に関しましては 2025 年度問題ということで、2025 年には御承知のとおり団塊の世代の皆様が全て後期高齢者になるということで、医療にかかる機会というのが非常に増えてくるということでございまして、それに対する切り札だといった言い方で在宅医療を進めているところでございます。

私ども各所で在宅医療に関しまして、今、松崎委員からお話があった過疎の在宅医療をどうするかという議論も実は重ねております。その中で一番課題となりますのは、やはり介護力ということでございます。まだ市内においては、いろいろなサービスの提供もありまして、地域の介護力が残っている場合もありますけれども、過疎地域においては、そうした介護力がなかなかないといった課題に直面しております。そういった点から我々としては、医療を主体にというわけではなくて、包括ケアシステムの考え方、地域でどういうふうに老人、あるいは医療を必要とする方を支えるような、そういった今の介護システムをいかに医療が支えていくかという観点から検討といたしますか、課題の解決に向けた検討を重ねているところでございます。

昨年の 9 月議会で樫本副委員長さんから協議会の設置、いろいろな検討を重ねられる協議会の設置についての御提案を頂いております。それについても年度早々、実は正式には新年度ということにはなるのですけれども、我々、勉強会は既に年度内に開催していった、年度が明ければすぐにその会が本格的に動くような、そういった形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。いずれにしましても、在宅医療につきましては今後、我々としても全力で医療資源を傾注しなければいけない分野だと考えております。以上でございます。

松崎委員

もう最後にしたいと思います。一つは今お話ありましたように医療と介護の連携というのがあります。本当に重要でないかなというふうに思います。ぜひ、新たに設置される協議会の中でもお話がありましたけれども、地域の介護力というのですか、これをどう作り上げていくかということも含めて、しっかり地域力を発揮するような形で、特に過疎の地域における医療と介護の向上という強化といたしますか、そういったことについてはお取組いだければなというふうに思いますが、その中で新たにモデル事業にするということも検討されているように聞きますし、先ほども言いましたけれども、市町村等々、さらには医師会との協力、ここら辺で医師会の皆さんと少しお話しすると、県の病院がどんどん西部、南部を充実してきていると、それは有り難いことなのだけれども、地域の開業医、この役割をしっかりと県としても位置付けをしてもらって、地域の医院であったり診療所であったり、そういう医師会が成り立っていくようなことも、しっかりと県としても配慮していただかなければならないというようなお話も頂いたこともあるのです。2 点ですけれ

ども、一つはこのモデル事業の実施をどのように進められようとしているのかということと、今、地域の医療を担われている医師会との連携強化をどのように考えられておられるのかということ、2点だけお聞きしたい。

田中医療政策課長

まず後段のほうでございますけれども、医師会との連携の部分につきましては、昨年9月補正で予算を頂いております拠点事業、あるいはミニネットというふうに連携支援、ネットワーク事業でございますけれども、その仕組みを構築する中で、あるいは運営を進める中で、医師会の皆さんに御協力を頂いているところでございます。具体的にはそれを進める協議会があるのでございますけれども、その中に医師会のメンバーに入らせていただきまして、在宅の拠点の中には医師会の事務局が拠点の事務局を兼ねていただくということもございます。そういった意味で表裏一体と言いますか、在宅医療に向けての各医師会の取組というのは非常に前向きというふうに我々理解をしているところでございます。

それとモデル事業につきましては、24時間ということ、昨年春4月にオープンしました城ノ内高校の東側にあります訪問看護ステーションあいというのが我々あるわけでございますけれども、なかなか二重三重の体制は組めていないということで、24時間に向けて努めてはいるのですけれども、いざというとき一人に休まれたらなかなか続かないといったそういうぜい弱性を持っているところでございまして、今年度あるNPO法人に委託をいたしまして、そういった体制をどうやったら組めるかと、そんな事業を予定しているところでございます。具体的には医療介護連携地域実践モデル事業というふうな言い方をしますけれども、それで、正に問題点というのを更に洗い出して、その解決策というのを皆さんで考えていきたいと考えております。以上でございます。

松崎委員

今週月曜日に奈良県東吉野村という所にお邪魔しております、ここは本当に人口が大変激減して、いわゆるデイケアのサービスをするにもなかなかできないと。しかしそれを、デイケアをあいの家という形で地元の人たちが寄ってきて、そして資格を取って、地域のケアが必要な人をここに集めて、地元の人自体がそれを営んでいると。ただし収支というものはなかなか合わないけれども、地域の先ほどお話ありましたような、正に介護力を持ち出しあってやっているのだという現場を見てきました。ぜひそこらも参考にさせていただいて、お取組を強めていただきたいなというふうに思いますし、昨日はテレビでアルツハイマーの関係の長いいろんなケースの番組があって長く見ておったんですけれども、これからちょうど2025年、私どもの時代になるんですけれども、認知症やアルツハイマーとか、新しい高齢化の中で対応しなければならない医療介護の問題、とりわけ今過疎地域などでは大変な問題があるかと思っておりますので、今後とも県としてもしっかりお取組をお願いしたいと思います。以上でございます。要望しておきます。

石本保健福祉部副部長

松崎委員さんおっしゃいますように、本当に過疎地域では介護力というのが今後問題になるかと思えます。確かに2025年問題というのが国のほうでもクローズアップされておまして、やはり県民の調査でも長期に療養が必要になった場合に8割以上の方が在宅で療養したいというふうな回答をされておられますが、やはり家族の負担だとか療養環境が整っていないということで、4割が困難ではないかというような回答もされているところがございます。まず、どういうふうにしていくかということが大事でございまして、先ほどもおっしゃっていただきましたように、医師会だけではなくて、訪問看護ステーション、それから介護、地域包括支援センター、そういう介護の分野のほうと連携しながら進めていきたいと思っておりますし、もちろんインフォーマルサービスと申しますか、住民の方々に参加していただいて、その高齢者のケアをしていくというようなこともこれから進めてまいりたいと思っております。

また認知症については、今日も新聞報道にもございましたが、初期の認知症の集中ケアということも診療報酬で評価されるようでございますので、その辺の取組も進めていきたいと思っております。とにかくいろんな分野、連携しまして保健福祉全体でデイケアを含めて進めていくことと、もちろん高齢者の方々が健康で生き生きと暮らせる取組も重要でございますので、ケアだけではなく健康づくりを通じて、健康づくりを延長するような取組を一緒に合わせてやってまいりたいと思っております。

岡委員

数点だけお聞きしたいと思えます。今回の予算書に載っておりますこのとり応援事業のことについて少しお聞きしたいんですが、治療方法というか詳しい名前、ちょっと忘れてしまったのですが、凍結胚というのをを使って不妊症を治療するのが治療効果が高いので、そこに県独自で助成をしていくということなのんですが、780万円予算ですよ。これで上限というのが幾らぐらいで、どれぐらいの人がこの助成の対象というか、大体対象になるのかということと、不妊治療自体が国のほうで、たしか年齢制限ではないですけども、年齢の線引きをしておりますが、この県の事業も国に準じるような形で年齢制限をもってやっていこうとしているのかということをお聞きしたいと思えます。

鎌村健康増進課長

ただいま、岡委員より、このとり応援事業、不妊治療につきましての助成事業につきましての御質問を頂きました。国の制度におきまして今回高齢化出産、高齢妊娠等の安全性や安心して出産するという事等の議論におきまして、年齢制限が検討され、それについて移行期間を持ちながら28年度から実施されるということが予定されております。詳しいところにつきましては厚生労働省の通知等により、県から県民の皆様方への周知広報、普及啓発等を含めて行っていきたいと考えているところでございます。

独自に設けましたこのとり応援事業の部分でございますけれども、この不妊治療自体

が体外受精，そして顕微授精というものが医療保険も適用されないということから，国のほうで助成が行われるというようなことでございますけれども，もともとこの事業につきまして助成事業，国から 2 分の 1，上限額があつての 2 分の 1，そして県から 2 分の 1 ということであつたわけなんですけれども，その成果についても検討される中で，国からその成績についてが公表されました。

それに基づきまして，今おっしゃっていただきました凍結胚移植，少しややこしいんですけども，卵子を採取いたしまして，そして体外で受精して，そして育ていくというふうになって，それが胚というふうな状況になるのですけれども，それをそのまますぐ妊娠にもっていく，子宮に戻していくという新鮮な移植，それと一定期間，余剰胚と呼ばれるようなものなのですけれども，残った胚，あるいは体調が悪いので凍結して保存する場合がありますが，そういった凍結するということに対して一般的に約 6 万円前後かかりますが，その半分の 3 万円を，国のほうではそういったものはありませんので，県としてそういうふうなことを推奨するといいますか，応援するということで 2 分の 1 の補助をするということを今年度から始めたところでございます。

これにつきましては，毎年度，不妊治療の助成の申請をされている方が増えておりました，24 年度におきましては 584 名の実績がございます。それまでも 400 名台から 550，580 というふうな形で増えておりましたけれども，その中で幾つか不妊治療の助成のパターンがある中で，凍結胚を使われるであろうという方について，それを予算化したものがこの 780 万円ということで，実績につきましては現在のところ想定していた人数よりは少ないような状況で推移しているのですけれども，年度末に例年この申請が約半分ぐらい，3 か月か 4 か月で出てまいりますので，こういったところは最終的に推移を見守りながら，こういった助成制度の普及を図るとともに，やはりそういう高齢妊娠，高齢出産に伴うリスク等ということもありますので，これからの若い世代の方たちへの正しい知識の普及啓発，そういったことも併せて中心に推進していきたいと考えているところでございます。

岡委員

ありがとうございました。詳しいことは全然分からなかったのですが，本当にお聞きして，お聞きするだけのようになってしまうかもしれませんが，やはりそうやって不妊治療を受けてられる方というのは本当に子供が少なくなっている，また御夫婦になられても高齢で御夫婦になられたりとか，子供自体が要らないというような御夫婦世帯も増えている中で，非常に有り難いといいますか貴重な方々だと思いますので，できるだけ多くの方に，また凍結胚を使った不妊治療というのが効果が高いということなんでどんどんどんどんそれを周知をしていって，金額がかかる話なので皆が皆できるかどうか分かりませんが，できることなら半額助成からもうちょっと 7 割，8 割助成をしてあげられることができるようになるとか，そうしたらまた使いやすい制度にもなっていくと思いますし，それによって一人でも二人でも子供が増えていくということは本当に徳島の将

来にとって非常に大事なことだと思いますので、積極的に進めていただきたいと思います。

あと、もう一点お聞きしたいんですが、障がい者の雇用の関係、障がい者の職場適応、労働雇用課ですか、職場適応訓練補助事業のことについてちょっとお聞きしたんですけども、これは障がい者のほうで職業訓練事業というか、障がい者の雇用促進事業というのはやはり障がい者手帳を持たれている方になるという認識でよろしいのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

兼松産業人材育成センター所長

今、岡委員のほうから障がい者の職業訓練についてのお尋ねがございました。基本的には障がい者の職業訓練につきましては、ハローワーク、労働局等で求職されている方を前提に実施しております。ということはハローワークのほうで障がい者手帳をお持ちになっておられるということで我々は受け取っております。今回改めて増額しましたのは、特別支援学校の生徒さんが10月ぐらいに就職がまだ決まっていない方を対象に人数を増やしたものでございます。以上でございます。

岡委員

ありがとうございました。職場適応訓練というのも中高年齢の失業者等と書いてあるのですが、やはり中高年齢で失業されて働く意欲があるような方を中心に、一応、職場適応訓練というのをしていくという認識でよろしいのでしょうか。

新居労働雇用課長

職場適応訓練補助事業につきましては、一応こちらのほうへ中高年ということで例示をさせていただいておりますけれども、中高年、高齢者の方ですとか母子家庭の母親の方とか、いわゆるなかなか仕事に就きづらい方につきまして、半年とかあるいは1年間、希望される職場にインターン的な形で体験的に入っていただいて、適性を判断しながら、事業所の方とうまいことマッチングができれば、引き続いて正規雇用していただくというようなことで、それまでの半年間、あるいは1年間、訓練手当ではないのですが、訓練手当とかあれば事業主の方にも月額2万4,000円程度の補助をしながら、その方々の就職支援を行っていくという制度でございます。以上でございます。

岡委員

このようなことを聞いたのは、私の所にも何個かそんな話が入ってきたんですけども、なかなか職場に適応できないという若い方が結構いらっしゃるんですね。症状を聞いていたらどうも、ひょっとしたら精神的な障がいがあるのではないだろうかというような症状なんですけども、手帳を持つまでには至っていないというか、症状は軽度であるという判断なんですかね、多分。そういうことになると思いますけれども、そういう方の話を最近よく聞くんですね。確かに障がいを持たれて手帳を持たれてという方を雇用してということ

に関しては、やはり行政のほうも、言い方はちょっと失礼かもしれませんが、認定をされているという方なので手を打ちやすいのかもしれませんが。私が言っているような方というのは、一般の方からしたら人付き合いが悪いとか、鈍くさいやつだとかいうような言い方でくくられてしまう方かもしれませんが、そういう方でもきちっと医療機関とかに行かれて受けられたら、ちょっと適応障がいがあったりとか、精神的な疾患をちょっと持たれている方というのは結構いらっしゃるんですね。そういう方というのがだんだんだんだん増えてきているような気がしておりますし、障がい者手帳を持たれている方も恐らく増えてきていると思いますので、そこの目に見えない、表には数字に出てこない形でそういう症状を持たれている方が非常に多くなっていると思います。

ただ、やはり重い障がいを持たれている方というのは、なかなか一般の仕事に就くといっても難しいところがありますし、どうしてもやられることというのが限定されてくると思うのですが、それがまだ軽度の症状でいらっしゃる方というのは、仕事ができる範囲も広がっていくと思いますし、ひょっとしたらそれを自立に、本当の意味での自立につなげていける可能性というのは非常に大きいと思うんですね。ですから制度的にどういうふうに組み立てたらいいかというのは私もまだ勉強不足ですし、どのような形で行政がサポートしていけるのかというのは、これからまたいろいろ考えていかなければならないことだと思うんですけども、そういうところの潜在的な数の把握であったりとか、そういう方々にどういうサポート、支援ということをしていけるのかというのが結構大事なことになるのではないかなと思いますので、ちょっと今日見させていただいたらこういうこと書いておりましたので、ぜひともそういう視点を持っていただきたいということで、これは要望としてとどめておきたいと思います。以上で終わります。

藤田委員

1点だけ質問させていただきたいと思います。過疎地域を多く有します合併市町村、この合併市町村の普通交付税、地方財政計画というものの概要がだんだん分かってきた中で、この合併市町村に対する、従来ならば合併特例期間が終了して、5年間で9、7、5、3、1というふうな形で交付税が削減されるということになって、本県におきましても、代表質問の中でもお話いただいておりますけれども、全体として県内で今年度は147億円、私の地元の美馬市では約10億と、隣の町のつるぎ町でも約9億円が加算されていると思いますけれども、この過疎地域を有する合併市町村にとって、この算定替が行われて1本算定、5年後に1本算定になるということは、過疎地域の活性化であるとか、活力であるとか再生であるとか、そういうふうな問題以外にも、町の本当にもう存続をする死活問題になってくると思うんですけども、今回の平成26年度の地方財政計画の中で、合併算定特例の終了に伴います合併団体への配慮の方針というものがどのような形で示されたのか、教えていただきたいと思います。

延市町村課長

地方交付税におきます合併団体への支援，合併算定替の終了についての地方財政対策はどのようなになったかという御質問でございます。委員先ほどお話の中にもございましたように，昨年 9 月議会の委員の代表質問の中で，合併によって市町村の姿が変われば地方税交付税の姿も当然変わるべきであると，また地域の実情に応じた交付税制度を構築すべきであるというような御意見を頂いております。

本県におきましても，そういった認識の下，国に対しまして，例えば合併団体につきまして支所機能が非常に重要である，また地域の実情に応じた交付税措置の算定になっていないということで，国に対して強く提言を続けてきたところでございます。そうした全国的な提言を踏まえ，また本県からの提言を踏まえて，26年度の地方財政対策の中で，合併算定替の終了を見据えて，特に合併団体への支援，また過疎市町村への支援ということで大きな方針，交付税算定においての方針案が示されております。

基本的な考え方につきましては，平成の合併により市町村の面積が拡大しているなど市町村の姿が大きく変化したと，合併市町村においては災害時の拠点として支所の重要性が増すなど，合併時点では想定できなかったような状況になってきておるといようなこととでございます。そういったものを適切に反映していくという方向が示されております。

ポイントといたしましては 3 点ございまして，1 点は先ほど申しました支所機能について交付税の中でしっかり算定していこうということで，旧の市町村の支所について交付税に人件費でありますとか維持管理費，また地域振興費を算定していこうという考え方が入れられております。2 点目につきましては人口密度による需要の割増しということで，合併によりまして市町村の面積が非常に広がってきた所がございまして。従来，交付税上，標準団体といいますのは 160 平方キロということでございまして，それを上回る市町村が非常に多くなってきておるといことで，人口の過疎，人口密度の低い所の行政需要を的確に算定していこうという考え方が示されております。今申しましたように，3 点目といたしましては，その標準団体の見直しをしていこうということで，大きく 3 点，合併による市町村の変化に応じた交付税の算定方法を考え直していこうということが，26年度からやっていくということと示されているところでございます。

藤田委員

この 3 点，26年度からもうやっていくわけですか。

延市町村課長

今，3 点申し上げました中につきまして，まず支所の経費につきましては 26年度から 3 年間かけて算定をしていこうということでございます。支所経費につきましては，大きな考え方といたしましては今，国のほうが標準的な経費を算定しておりますのが，所管区域，旧の市町村単位でございますが，所管区域が 8,000 人の市町村で，おおよそ人件費等を含めて 2 億 4,000 万円程度の支所経費がかかるのではないかなという想定をしております。その標準的な支所の経費から，現実の市町村の人口規模だとか，あるいは本庁舎との距離

が違いますので、そういった補正をしていく中で支所経費を見ていこうということが、平成26年度から加算をしていくということで、3年間で3,400億円を支所経費として算定していこうということが決定されております。あと残りの標準団体の見直しでありますとか、過疎地域でのいろんな施設、コスト高の見直しにつきましては、27年度から順次見直していこうということで方針が出されているところでございます。

藤田委員

市町村、支所関係に関しては26年度から、これというのは合併の、従来決まっている9, 7, 5, 3, 1と、5年間で減るのは減らすけれども、こっちから算定するというのは上げる、加えていくということですか。

延市町村課長

支所経費で新たに算定される経費につきましては、いわゆる1本算定、合併して新たな市町村となって、その市町村として計算された1本算定されるという数字です。ですから今は加算されておりますけれども、その加算を除いた、加算数字がなくなった状態に加わった支所経費を加えるということでございます。ですから、今現在は旧の市町村があったということで加算されておりますものが9割、7割というふうに減じられていくわけでございますが、その加算された金額に支所経費が加わるというものではなく、一つの市町村として交付税を算定したベースに支所経費が加わるという考え方でございます。

藤田委員

それで26年度から3年間かけて行われて、そのあと二つの人口密度でありますとか面積の部分に関しては、これからまだまだ調べていくということですか。

延市町村課長

標準団体の見直しでありますとか、面積が広大になったことによる新たな行政需要の見直しにつきましては、27年度からの交付税算定に向けて見直しを今後進めていくということでございます。市町村の状況が変わったことについての交付税の見直しにつきましては、26年度以降、5年程度で見直すということでございますので、27年度以降7, 8, 9ということで、残りの期間で見直しを順次やっていくというふうに方向が示されております。

藤田委員

分かりました。ある程度、徳島からの提言ということで、その内容というようなものを大分認められたというふうな認識をしているのかなと思いますけれども、これは本当に、地方交付税の算定によって過疎とか云々とかいう問題ではなくて、町自体の存続の問題に変わるような私はことだと思いますので、普通交付税というのは地方固有の財源でありますので、その財源が減るというような、これからも市町村と連携をとって、その実情とい

うものを国にしっかりと訴えていただいて、本当に地方固有の財源を、これをできるようにしていただけるよう要望して終わります。

丸若委員

今日提出いただいておりますいじめ関係についてちょっとお伺いします。徳島では余りその後いじめというのは、私の周りでも聞かなくなりましたのですけれども、県教委として今把握されている状況というのを、小中高、ここ 3 年ぐらいの動向をちょっと教えてください。

増田いじめ問題等対策企画幹

過去 3 年間のいじめの認知数についての御質問ですが、平成 22 年度、23 年度、24 年度と 3 年間申し上げます。22 年度が小学校で認知されたいじめ認知件数が 150 件、中学校が 247 件、高等学校が 10 件、特別支援学校が 1 件で、県全体で 408 件でございます。平成 23 年度が小学校が 141 件、中学校が 193 件、高等学校が 10 件、特別支援学校が 0 件で、県全体で 344 件でございます。平成 24 年度、前年度は小学校が 355 件、中学校が 351 件、高等学校が 26 件、特別支援学校が 0 件で、県全体で 732 件であります。

丸若委員

24 年度が激増ということなんですけれども、これは何かカウントするベースが変わったのですか。それともベースが全然変わってないのにこういうふうに変ったのですか。変わってないとしたら要因は何だと捉えているのですか、県教委としては。

増田いじめ問題等対策企画幹

23 年度から 24 年度にかけて倍増した要因につきましては、これは全県的なものというよりも全国的なものでございますが、昨年度いじめへの関心が高まる中で、いろいろな事件等がありました関係で関心が高まる中で、児童生徒が以前は遊びやいたずらの範囲内と捉えていた行為の中にもいじめがあると認識するようになったり、保護者からの情報を含めて教師への申告数が増えたこと、また児童生徒に対する呼び掛けや、教師による観察がより一層きめ細やかに行われたことにより、小さいいじめの芽が掘り起こされ、認知件数が増加したと考えております。

全国的に見ましても、23 年度は 6 万 7,322 件、1,000 人当たりの件数という考え方があるんですが、1,000 人当たりの件数が 5.4 人でありました。徳島県の場合は 344 名で 1,000 人当たりの件数が 4.3 人でありましたが、昨年度、24 年度は、19 万 1,003 人、1,000 人当たりの件数が 15.4 件、これが全国でございます。徳島県のほうは 732 件で 9.3 件、1,000 人当たり 9.3 件ということで、全国的にはこのような状況でございます。

丸若委員

それとテレビなんかでこの頃よく言うのは、いわゆるLINEであったり、合いたいというよりは皆死んでしまえとか言って、これって私もLINEするけれども、何で自殺するまでと思うのですけれども、大人だったらね。やっぱり小さな子供社会、小さな社会の中でたった一人の子にかなりきつい言葉で言って、だんだん引きずっていくというふうなことかなと思うのですが、徳島ではそのあたりの認知数というか、相対でなくてLINEであったり、いわゆるネット関係でSNSというのかな、そこらのところというのは、動向というのは把握されていますか。

増田いじめ問題等対策企画幹

今のネット関係のいじめに関しましては、同じ調査の結果がありまして、先ほど全いじめの認知件数というのをお知らせさせていただいたんですが、その中で、ネット上でいじめを受けたというふうに認知されているのが昨年度は40件でございます。

（「どこで、小中高ですか」と言う者あり）

今のは全体で言わせてもらいました。全体で40件でございます。732件中40件がカウントされておると、認知されておるということでございます。

（「23年度は」と言う者あり）

23年度は344件中15件でございます。

丸若委員

なかなか流れですからこれもだんだん増えてくるということだし、それに対する防止要素というか、対策ということで今回こういうふうな取組を策定して、全県的に取り組んでいこうということだと思っておりますけれども、この資料のほうで第5で、いじめ問題等対策連絡協議会の設置、健全な成長をめざす生徒指導の在り方審議会の設置と書いてあるのですが、これのメンバー的な構成と、それを設置した場合に、大体年にどのぐらいの頻度でやっていこうというところを教えてください。

増田いじめ問題等対策企画幹

今回設置しようということで条例案を出させていただいております組織についての御質問でございますが、まず、いじめ問題等対策連絡協議会につきましては、これは、いじめ防止のための対策について各関係機関、団体と一緒に連携をしよう、情報共有をしようというような協議会でございます。今のところ年2回から3回の開催を考えております。

それから、そのパブリックコメントを求める時点の骨子には、健全な成長をめざす生徒指導の在り方審議会という仮称であったのですが、今現在、条例案のほうにはいじめ問題等対策審議会という名前を出させていただいているのですが、こちらのほうは、教育委員会の附属機関として策定中の、基本方針に基づくいじめ防止等の対策や、その他生徒指導における課題について審議することを考えております。

その回数に関しましては、元となる健全な成長をめざす生徒指導の在り方検討委員会と

いうのがありましたが、それを大体年二、三回開催しておりましたので、同じように年二、三回の開催を考えております。

構成メンバーにつきましては、先ほど申しました連絡協議会のほうにつきましては、学校とか教育委員会、それから法務局、警察本部等との連携を考えております。審議会のほうに関しましては、教育委員会の附属機関としまして、学識経験者とか学校関係者、PTAとか、児童相談所とか、そのような人たちに審議会委員になっていただいて、審議をしていただくというふうに考えております。

丸若委員

このいじめというのも、いわゆる振り込め詐欺や類似詐欺みたいなもので、後追いでどんどんどんどんと現場のほうで先行するという状況があると思うのです。そういう意味で、今言われた協議会のほうで、広くいろんな情報を集めていって、それを審議会で検討して、対策をやっていって、それでまた教育委員会に戻すという流れだと思わなければなりません。このいじめ防止に向けた取組のところで、一番最初に道德教育及び体験活動の充実ということが書かれているんですけども、そうした場合には道德教育で具体的に今イメージされているのは、今はそういうことをやってないということなんですか、これ。それともやっているけれども、もっと充実するのか、もっと充実するというのだったら、今までで何が不足していて、何を付加しようと考えられているのか。

増田いじめ問題等対策企画幹

道德教育のことについてですが、今現在も当然学校のほうでは道德教育に取り組んでおりまして、それぞれの道德教育の目標に向かって取り組んでおります。今回の中では特にいじめ防止に関して道德教育ということになりましたら、子供たちの規範意識を高めること、それから生活習慣の乱れをなくすとか、生活習慣をきちんと身に付けるようにするということを特に進めて、そのような特に規範意識の育成等に力を入れていきたいというふうに考えております。

丸若委員

なかなか難しいのですけれども、いじめるということでいじめの何であるかは表面的、形式的なことじゃなくて、いじめられた児童生徒の立場で、私がいじめられたと言ったらいじめられているのだということだと思わなければなりません。これちょっと取扱いというのがかなり注意しなければいけないのが、いわゆる何とかニートのどうのこうのといって働きたくないというのもやっぱりね、基本的にここで道德というのであれば、人間何のためにここに生まれてきたのだと。生まれてきた限りは必ず使命があるのだよと。その使命を果たすためにこの人生があるんだよということから入っていく。

それといじめとかいうことを、行為として加害的にやっている人に対しては、いかにそれが人間として情けないことであるとか、いつときいわゆる売春を援助交際などと

いってマスコミがあおったことがあったけれども、やっぱりいじめと言っても、それが犯罪行為ということをはっきり分かるようにかなり厳しいことも含めて言わなければいけないし、やっぱり一人一人がいじめられて死ぬという動機に至らないようにするためには、生まれてきた使命ということをお知らせということ。それと加害になっている人には、いかにそれが恥ずかしい行為であるかと知らせることが道徳、これしかないと思っております。ですからやっぱり形式的にその対策、症状に合わせてやるということには限界があるし、基本は、ベースにあるのは心をどう持っていくかということですから、そこらのことも含めてお願いしたいということで、最後に教育長どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐野教育長

今、丸若委員さんのほうから御指摘いただきましたように、当然、道徳教育については生きる力、そして人間としてどうあるべきかということが根本にありまして、それについて進めていくのは当然のことでありまして、今、いじめ問題等対策企画幹が答えておりましたけれども、規範意識の醸成に関してもそれに入っているところでございます。ただ、これまでも対症療法では良くないということがありまして、この中でも悪質な場合は警察と連携すること、あるいは市町村が決めることですが、小中学校の児童生徒については出席停止もする。実はこれ徳島では多くやっております。今後はそれをき然として進めていこうと。一方でその加害者、被害者は逆転する場合がありますので、それも総合的にしていこうと考えております。また、鳴門教育大学の予防教育についても、県で事業化して鳴門教育大学と連携して、いじめに対する予防ということ、自尊心を高めるということでございますけれども、そういった対症療法的でないものについても進めていきたい、両面で進めていきたいと思っております。

ただし、丸若委員さんの御指摘のようにいじめというのはどんどん進化しております。それについて我々が遅れているというところもありますけれども、これについては保護者、関係機関、そして今回、対策審議会や連絡協議会を設けますので、その回数も増やしたり、それから臨時に開くことも考えまして、皆さんの知見を借りながら、徳島を担う子供たちにいじめがないように、そして道徳心を持った社会に貢献できるような、そういったことについて一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

丸若委員

ぜひよろしくお願い申し上げます。直接はやはり子供たちと接する学校の先生方がそこらで腹に入れて、個別具体的に対応すると、いわゆるいろんなイレギュラーがあると思いますけれども、そこらも含めてぜひ有効な対策をお願いして終わります。

重清委員

当委員会に係るこの予算、さっき頂きましたが、大体99パーセントが保健福祉部で、あと合わせても1パーセントもないような予算でございます。そしてこれいろいろと見て

おったのですけれども、次の付託の時に聞こうかなと思うのですけれども、今日は部長来ていないのですが、農林水産部ここにおりますけれども、主要施策の概要もなければ予算のワークドリルもない。何を聞いていいのかなというのが、次の付託の時に何のために来ているのか教えていただければ。

中本農林水産部副部長

農林水産部は、この委員会、過疎地域自立促進特別措置法の延長・改正に関する調査という付議事件について、この過疎地域の見直し等として御審議いただくことになっております。この付議事件について、この過疎地域の見直し等の内容見直しについて御審議いただくことから、農林水産部のこれに該当する業務等が、予算がございませんので、予算には上げておりませんけれども、直接的な業務予算がございませんが、特に過疎問題ということで、重要な問題ということで広範かつ農林水産部にも深い関わりを持つということで、理事者として農林水産部も出席して、しっかりと対応させていただきたいということで出席をしております。

重清委員

出してある付議事件を見たら特別措置法の延長・改正に関する調査、過疎自身はね、過疎地域について、一番、過疎地域で少子高齢化という話はたくさん入っているのですが、なぜそんなふうになったのかというか、中山間で働く人の真ん中の人たちが少なくなっていると。それをどうするかということで、過疎はどうしていったらいいかなと思うのですけれども。この部分には、この委員会では触れることが今できないようになっているし、言っていた過疎法、これはもう延長されたんでしょう。これをやるんだったら、政策創造部が大体これに対しては、いろいろ調査もして、あれもして、予算もと、概要には書いてあるのですけれども、これだったら農林関係は全て、今言っていたので付託の時にはいろいろな過疎対策について答えてくれるんですか。延長関係なかったら答えないので、ここちょっと分かりにくいんですけれども。枠の中では何もないと、どういう部門で次、課長が出てくるのかと、お尋ねの時には。これ違和感があるのだけれども、僕ら委員長、副委員長。

来代委員長

小休します。（12時04分）

来代委員長

再開します。（12時05分）

中本副部長さん、見解をお願いします。

中本農林水産部副部長

今委員長さんからお言葉がございました、中山間、それから耕作放棄地、いろいろ問題がございますので、しっかりと対応させていただきたいと思います。

重清委員

分かりました。それでは付託の時はよろしくお願いします。

来代委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

なければ、以上で質疑を終わります。

これをもって、過疎・人権対策特別委員会を閉会いたします。(12時06分)